

浜松市建築審査会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浜松市建築審査会条例(以下「条例」という。)第9条に基づき、浜松市建築審査会の会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務局)

第2条 浜松市建築審査会の事務局は、建築行政課に置く。

2 事務局は、次の各号に規定する事務を行うものとする。

- (1) 会議に必要な事務手続き、資料の作成等の補助
- (2) 任期満了に伴う委員改選後等、会長が選任されるまでの間における会議の招集及び議事の進行

(傍聴人の定員)

第3条 会議を傍聴する者(以下「傍聴人」という。)の定員は5人とする。ただし、会場の都合により定員を増減することができる。

2 前項の定員は、報道関係者が報道のために傍聴する場合は、その数に含めない。

(傍聴できない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器その他危険なものをもっている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼりの類をもっている者
- (4) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(受付)

第5条 傍聴人は受付を行った後、会議場へ入場するものとする。

(傍聴人への配布資料)

第6条 傍聴人へは審議の参考として、次の各号の資料を配布する。

- (1) 次第
- (2) その他、会長が必要と認めた資料

2 会長は、傍聴人が傍聴を終えて退場しようとするときは、配布資料の返還を求めることができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、会議を妨害しないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類を着用する等、示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食をしないこと。
- (5) 携帯電話等を使用しないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、会議の会場内において、写真等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、報道のために写真撮影又は録音をする必要がある場合で、申し出により特に会長の承認を得たときは、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、条例第7条第2項による会議の非公開が議決されたときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 会長は、傍聴人がこの要領に違反するときは、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長と事務局が協議し、決定する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年6月1日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い、浜松市建築審査会傍聴要領は廃止する。